

# 青森県報

第三百六十九号

令和三年  
十月六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し……………(生活習慣病・対策課) ……一
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………(同) ……一
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(同) ……二
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(同) ……二
  - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 公 告
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(行政経営課) ……三
  - 右 同……………(同) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(東青地域) ……四
  - 選挙管理委員会……………(県民局) ……四
  - 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(事務局) ……四

### 収用委員会

- 収用の裁決手続開始の決定……………(監理課) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五

### 告 示

### 示

#### 青森県告示第六百七十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和三年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科名	指 定 取 消 年 月 日
難病指定	佐々木 慎	八戸赤十字病院	小児科	令和三年十月六日
		八戸市大字田面本字中明戸二		

#### 青森県告示第六百七十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和三年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

協力難病指定医	難病指定	区指定医の氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	
高橋史彦	平野貴大	氏名	名称	所在地
クリヤシのモクリニツ	国民健康保険大間病院	下北郡大間町平字大間七八二〇の七八	八戸市南瀬家二丁目一六の九五	八戸市南瀬家二丁目一六の九五
内科	内科	診療科名	担当する	指定年月日
三・八・三五	令和 三・三・三三			

青森県告示第六百七十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和三年十月六日

青森県知事 三村申吾

難病指定	難病指定	難病指定	区指定医の氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	
高橋史彦	鈴木伸章	齋藤祥子	氏名	名称	所在地
クリヤシのモクリニツ	青森市民病院	クリヤシのモクリニツ	八戸市南瀬家二丁目一六の九五	八戸市南瀬家二丁目一六の九五	八戸市南瀬家二丁目一六の九五
内科	心臓血管外科	内科	診療科名	担当する	指定年月日
三・八・三六	三・八・三三	令和 三・八・二〇			

難病指定	和田 尚子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	形成外科	三・八・三〇
------	-------	-------------	-----------	------	--------

青森県告示第六百七十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和三年十月六日

青森県知事 三村申吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関		担当する診療科名	変更年月日
難病指定医	難病指定医	須藤 武行	須藤 武行	区分	氏名	氏名	名称	所在地	診療科名	変更年月日
貝塚 理子	貝塚 理子	弘前市立病院	弘前市立病院	弘前市大字和泉二丁目一七の一	須藤 武行	須藤 武行	すとうクリニツク	弘前市大字悪戸字青柳一〇の四	神経科、精神科	令和 二・三・一一
小児科	小児科	弘前市立病院	弘前市立病院	弘前市大字和泉二丁目一七の一	須藤 武行	須藤 武行	すとうクリニツク	弘前市大字悪戸字青柳一〇の四	神経科、精神科	令和 二・三・一一
三・四・一一	三・四・一一	三・四・一一	三・四・一一							

青森県告示第六百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から

障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	社会福祉法人阿闍羅会
	主たる事務所の所在地	南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字水沢出口一七の一
障害福祉サービスの種類	行 業	障害福祉サービス事業所
	所 在 地	南津軽郡大鰐町大字虹貝字篠塚三三の一一
廃止年月日	就労移行支援	令和三年十月六日
名 称	ワショップ大鰐	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県情報システム強靱性向上に係る機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部行政経営課  
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
令和三年九月九日

五 契約の相手方の名称及び住所  
S B テクノロジー株式会社

東京都新宿区新宿六丁目二七の三〇

六 契約金額  
千六百六十二万五千百十六円

（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和四年三月一日から令和九年二月二十八日である。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当地である。）

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県情報システム強靱性向上に係る機器更新等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部行政経営課  
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法  
随意契約

随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
令和三年九月九日

五 契約の相手方の名称及び住所  
S B テクノロジー株式会社

東京都新宿区新宿六丁目二七の三〇

六 契約金額

七千五百三十万六千六百円

七 随意契約の理由

八 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出先機関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、浪岡川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年十月六日

東青地域県民局長 石戸谷 安 信

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	西塚 育英	青森市浪岡大字女鹿沢字西種本六の一	令和三・九・二〇

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年十月六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

二の表中

住宅型有料老人ホーム生協 たむかいの家	田向四丁目一三の八	を
住宅型有料老人ホーム生協 たむかいの家	田向四丁目一三の八	に改める。
白山台やすらぎ館	西白山台六丁目九の三〇	

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和三年十月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

青森市

二 事業の種類

青森都市計画道路事業（三・二・二号内環状線）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

木村 勲

青森市大字浜田字豊田一五の一

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

木村 正仁

千葉県市原市ちはら台南一丁目二の一五

土地使用借権

木村物産販売株式会社 代表取締役 木村 勲

青森市大字浜田字豊田二四の五

土地使用借権（二四の四のみ）

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年九月二十七日

別表

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県青森市 大字浜田字豊田	24番4	宅地	宅地	323.96	328.26	324.32
	24番5	宅地	宅地	132.23	134.22	
						134.22

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和三年十月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

青森市

二 事業の種類

青森都市計画道路事業（三・二・二号内環状線）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

木村 正仁

千葉県市原市ちはら台南一丁目二の一五

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年九月二十七日

別表

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県青森市 大字浜田字豊田	31番3	宅地	宅地	47.60	48.01	28.29

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和三年十月六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

青森市

二 事業の種類

青森都市計画道路事業（三・二・二号内環状線）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

木村 正仁

千葉県市原市ちはら台南一丁目二の一五

持分三十六分の三十一

木村 一郎

千葉県市原市ちはら台南一丁目二の一五

持分三十六分の五

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

株式会社サンベンディング青森 代表取締役 吉田 宏

青森市大字馬屋尻字清水流三一の一

土地賃借権

佐藤 信孝

青森市花園一丁目一三の九の一

土地使用借権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年九月二十七日

別表

土地の所在地	地番	地	地積 (㎡)	とを明渡し、 借用し、 求める土地の 面積 (㎡)
		簿	実測	
青森県青森市 大字浜田字豊 田	33番9	宅地	956.82	468.09
		現況	956.84	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一  
番七七号 東奥印刷株式  
会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円